

報告第 12 号

平成29年度盛岡市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 146条第 2 項の規定により，平成29年度盛岡市一般会計

平成 29 年度 盛 岡 市 一 般 会 計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
2 総務費	1 総務管理費	国土調査事業（補助）	円 22,000,000	円 22,000,000
3 民生費	1 社会福祉費	老人福祉施設開設準備経費助成事業	37,260,000	37,260,000
	2 児童福祉費	私立児童福祉施設整備助成事業	242,763,000	242,763,000
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業会計への負担金等	44,000,000	44,000,000
6 農林費	1 農業費	経営体育成支援事業	9,632,000	4,646,000
		産地パワーアップ事業	101,236,000	101,236,000
		農業基盤整備事業	17,044,000	17,044,000
7 商工費	1 商工費	工業振興事業	4,634,000	4,634,000
8 土木費	2 道橋りょう路費	道路橋りょう維持管理事業	7,247,000	7,247,000
		市道舗装二次改築事業	8,363,878	8,333,278
		市道舗装新設改良事業	3,734,000	3,733,980
		側溝整備事業	12,179,900	12,179,900
		踏切拡幅対策事業	12,653,000	12,653,000
		社会資本整備総合交付金事業	10,723,000	10,712,080
		二子沢線道路整備事業	6,132,844	6,132,844
		岩手公園開運橋線道路整備事業	160,911,435	157,498,675
		都南中央第二地区生活環境整備事業	12,659,289	12,659,289
		都南中央第三地区生活環境整備事業	19,342,519	19,342,519
		道明地区生活環境整備事業	76,997,268	76,997,268
		下飯岡地区生活環境整備事業	5,270,960	5,270,960
		岩手飯岡駅南公園線道路整備事業	3,393,815	3,393,815
津志田白沢線道路整備事業	5,959,730	5,959,730		

繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
	16,500,000			5,500,000
	37,260,000			
	183,961,000			58,802,000
		44,000,000		
	4,646,000			
	101,236,000			
				17,044,000
				4,634,000
	597,000	4,800,000		1,850,000
	600,709	6,900,000		832,569
	2,053,689	1,500,000		180,291
	6,027,308	5,500,000		652,592
	6,959,000	5,100,000		594,000
	6,430,000	3,800,000		482,080
	3,373,064	2,700,000		59,780
	86,624,271	63,800,000		7,074,404
	6,947,209	5,100,000		612,080
	10,627,386	7,800,000		915,133
	42,255,748	31,200,000		3,541,520
	2,899,028	2,100,000		271,932
	1,866,598	1,400,000		127,217
	3,277,852	2,400,000		281,878

款	項	事業名	金額	翌年度額
			円	円
		谷地頭線道路整備事業	8,550,600	7,653,200
		東中野門線道路整備事業	8,000,000	7,856,392
		下田生出線道路整備事業	17,840,838	17,840,838
		一の渡岩洞湖線道路整備事業	2,985,532	2,985,532
		渋民東線道路整備事業	12,917,333	12,917,333
		永井街道線道路整備事業	832,325	832,325
		割船線道路整備事業	24,348,631	24,348,631
		橋りよう維持補修事業	93,758,000	93,758,000
		ひとにやさしいみちづくり事業	3,197,000	3,197,000
		高橋線道路整備事業	105,708,992	105,708,992
		渋民好摩線道路整備事業	10,000,000	10,000,000
		南大橋明治橋線道路整備事業	146,723,141	146,723,141
		本町通一丁目名乗沢2号線道路整備事業	103,008,554	102,371,310
		西部線道路整備事業	20,831,160	20,831,160
		好摩芋田向線道路整備事業	10,300,000	10,300,000
		柴沢下田線道路整備事業	53,233,874	53,039,366
		繫26号線道路整備事業	76,507,000	76,507,000
		岩手飯岡駅東西自由通路整備事業	60,864,000	60,864,000
		交通安全施設等整備事業	11,356,200	10,602,891
		みたけ4号線道路整備事業	51,101,773	51,101,773
	3 河川費	急傾斜地崩壊対策事業	776,000	776,000
		河川等維持管理事業	3,750,000	2,130,000
		都市基盤河川改良事業	250,800,000	244,881,000
		普通河川改良事業	77,870,000	77,870,000
	4 都市計画費	道明地区土地区画整理事業	48,716,513	47,739,693
		都南中央第三地区土地区画整理事業	80,514,974	78,694,002

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
	4,209,260	3,100,000		343,940
504,444	1,145,556	5,700,000		506,392
	9,812,461	7,600,000		428,377
	1,642,043	1,300,000		43,489
	7,104,533	5,500,000		312,800
	457,778	300,000		74,547
		24,300,000		48,631
	51,572,000	35,500,000		6,686,000
		2,800,000		397,000
	58,139,946	42,800,000		4,769,046
	5,500,000	4,200,000		300,000
	80,697,728	59,400,000		6,625,413
	56,304,219	41,500,000		4,567,091
	11,457,138	8,500,000		874,022
	5,665,000	4,400,000		235,000
	29,139,635	22,700,000		1,199,731
	42,078,850	31,000,000		3,428,150
	22,937,750	34,000,000		3,926,250
	6,399,394	3,700,000		503,497
	28,105,577	20,700,000		2,296,196
		500,000		276,000
				2,130,000
	163,254,000	73,400,000		8,227,000
		70,100,000		7,770,000
16,115,536	12,865,702	16,900,000		1,858,455
7,569,590	30,464,123	36,600,000		4,060,289

款	項	事業名	金額	翌年度額
			円	円
		太田地区土地区画整理事業	220,539,000	206,418,768
		梨木町上米内線街路事業	176,335,139	176,335,139
		明治橋大沢川原線街路事業	51,371,600	51,371,600
		盛岡駅南大通線街路事業	7,460,000	7,460,000
		上厨川厨川五丁目線街路事業	78,800,000	78,800,000
		盛岡駅青山線街路事業	111,300,107	111,300,107
		動物公園総務事務	20,868,000	20,868,000
		都市公園整備事業	30,284,070	30,283,480
		お城を中心としたまちづくり事業	4,802,000	4,802,000
	5 住宅費	公営住宅建設事業	280,522,000	280,522,000
9 消防費	1 消防費	防災施設整備事業	24,968,000	24,967,440
10 教育費	2 小学校費	トイレ改修事業	140,814,000	140,814,000
		緑が丘小学校屋内運動場長寿命化改修事業	235,714,000	235,714,000
	3 中学校費	学校施設防災対策事業	75,242,000	75,242,000
		厨川中学校屋内運動場長寿命化改修事業	364,484,000	364,484,000
11 災害復旧費	1 公共土木施設災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業	35,401,000	35,401,000
		2 農林業施設災害復旧費	農業用施設災害復旧事業	81,131,000
		林業施設災害復旧事業	9,820,000	9,820,000
	3 その他公共施設・公用施設災害復旧費	総務施設災害復旧事業	99,763,000	99,763,000
		商工施設災害復旧事業	7,471,000	7,471,000
計			円	円
			4,165,719,994	4,130,195,451

平成30年6月8日提出

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
58,479,000	42,053,095	95,200,000		10,686,673
	83,339,553	83,700,000		9,295,586
	22,632,500	25,900,000		2,839,100
	4,103,000	3,000,000		357,000
		70,900,000		7,900,000
		100,200,000		11,100,107
	10,400,000			10,468,000
	15,141,000	13,600,000		1,542,480
	2,401,000			2,401,000
74,000	113,548,000	166,900,000		
	5,000,000			19,967,440
	38,902,000	98,900,000		3,012,000
	21,465,000	198,100,000		16,149,000
	24,582,000	48,800,000		1,860,000
	28,870,000	315,100,000		20,514,000
		33,900,000		1,501,000
		44,800,000		36,331,000
				9,820,000
	42,124,000	57,000,000		639,000
				7,471,000
円 82,742,570	円 1,607,655,703	円 2,100,600,000	円	円 339,197,178

盛岡市長 谷 藤 裕 明

報告第 13 号

平成29年度盛岡市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 150条第 3 項において準用する第 146条第 2 項の規定

平成 29 年度 盛 岡 市 一 般 会 計

款	項	事 業 名	支出負担行為額	左 の 内 訳	
				支 出 済 額	支 出 未 済 額
			円	円	円
3 民生費	1 社会福祉費	老人福祉施設整備助成事業	43,750,000		43,750,000
8 土木費	4 都市計画費	明治橋大沢川原線街路事業	54,663,023	22,263,023	32,400,000
計			98,413,023	22,263,023	76,150,000

平成30年 6 月 8 日 提出

により、平成29年度盛岡市一般会計事故繰越し繰越計算書を次のとおり報告する。

事 故 繰 越 し 繰 越 計 算 書

支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳			説 明
		既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源	
円	円	円	円	円	
	43,750,000		43,700,000	50,000	助成対象建物工事について、予期しない埋設物の処理及び天候不順に伴う施行能率の低下により不測の日数を要し、年度内の完成が困難となったため。
	32,400,000		30,920,000	1,480,000	補償対象建築物の解体工事に係るアスベスト処理について、平成29年度に制度改正のため新たに処理の必要性が生じ、不測の日数を要し、年度内の完成が困難となったため。
	76,150,000		74,620,000	1,530,000	

盛岡市長 谷 藤 裕 明

報告第 14 号

平成29年度盛岡市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第 403号）第18条の2第1項の規定により、平成29年度盛岡市水道事業会計

平成 29 年度 盛 岡 市 水 道

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による継続費繰越額

款	項	事 業 名	維 統 費 額 の 総	平成 29 年 度 維 統 費 予 算 現 額			支 払 義 務 発 生 (見 込) 額
				予 算 計 上 額	前 年 度 繰 越 額	計	
			円	円	円	円	円
1 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	沢 田 浄 水 場 経 年 導 水 管 更 新 事 業	812,790,000	140,030,000	0	140,030,000	116,471,520

平成30年 6 月 8 日 提 出

継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

事業会計継続費繰越計算書

残 額	翌 年 度 通 次 繰 越 額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳				翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額
		企 業 債	国庫補助金	損 益 勘 定 留 保 資 金	そ の 他	
円	円	円	円	円	円	
23,558,480	23,558,480	0	0	23,558,480	0	0

盛岡市長 谷 藤 裕 明

報告第 15 号

平成29年度盛岡市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第26条第3項の規定により，平成29年度盛岡市

平成29年度盛岡市水道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	水道整備事業	2,452,983,000	1,513,135,690	863,151,000

平成30年6月8日提出

水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

事業会計予算繰越計算書

左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
建設企業債	出資金	国庫補助金	損益勘定留保資金等			
円	円	円	円	円	円	
0	44,000,000	54,485,000	764,666,000	76,696,310	0	入札不調により、 契約締結が出来な かったこと等によ る。

盛岡市長 谷藤裕明

報告第 16 号

平成29年度盛岡市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第26条第3項の規定により，平成29年度盛岡市

平成29年度盛岡市下水道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道整備事業	2,413,580,000	1,172,673,704	1,226,396,000

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道整備事業	1,293,411,000	1,129,218,463	153,879,000

平成30年6月8日提出

下水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

事業会計予算繰越計算書

左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
建設企業債	工事負担金	国庫補助金	損益勘定留保資金等			
円	円	円	円	円	円	
636,600,000	0	515,430,000	74,366,000	14,510,296	0	関係機関との調整による。

左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
建設企業債	工事負担金	国庫補助金	損益勘定留保資金等			
円	円	円	円	円	円	
68,700,000	0	76,398,000	8,781,000	10,313,537	0	計画外の工事に時間を要したことによる。

盛岡市長 谷藤裕明

報告第 17 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成30年 6 月 8 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市職員の退職手当に関する条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年 3 月 29 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市職員の退職手当に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。
第 8 条第 5 項第 2 号中「第 8 条第 3 項」を「第 8 条第 1 項第 5 号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

報告第 18 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成30年 6 月 8 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市特別用途地区建築制限条例及び盛岡市手数料条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年 3 月 29 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市特別用途地区建築制限条例及び盛岡市手数料条例の一部を改正する条例

（盛岡市特別用途地区建築制限条例の一部改正）

第1条 盛岡市特別用途地区建築制限条例（平成7年条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1種特別業務地区内に建築してはならない建築物の項第2号中「第48条第10項」を「第48条第11項」に改め、同表特別工業地区内に建築してはならない建築物の項第1号セ中「めっき」を「メッキ」に改め、同号テ中「がん具煙火」を「玩具煙火」に改め、同号マ中「きば、ひずめ」を「牙、ひづめ」に改め、同号ム中「レディミクストコンクリート」を「レディーミクストコンクリート」に改め、同号モ中「かま」を「窯」に改め、同項第2号中「別表第2（り）項第4号」を「別表第2（ぬ）項第4号」に改める。

（盛岡市手数料条例の一部改正）

第2条 盛岡市手数料条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表20の項中「第8項ただし書」を削り、「又は第13項ただし書」を「第13項ただし書又は第14項ただし書」に改め、同表23の項、28の項、31の項、34の3の項、38の2の項、38の3の項、39の2の項及び40の2の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

報告第 19 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成30年 6 月 8 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年 3 月 29 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の 7」を「第 6 条の 2 第 1 項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年 4 月 2 日から施行する。
- 2 盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第15条の表中「第33条の 7」を「第 6 条の 2 第 1 項」に改める。

報告第 20 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成30年 6 月 8 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年 3 月 29 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例の一部
を改正する条例

盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例（平成26年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第15条第 1 項第 2 号中「同条第 9 項」を「同条第11項」に改め、同項第 3 号中「平成20年文部科学省告示第26号」を「平成29年文部科学省告示第62号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

報告第 21 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成30年 6 月 8 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について，地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により，次のとおり専決処分する。

平成30年 3 月 30 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第97条第 1 号，第 2 号及び第 4 号，第 111条第 1 号及び第 2 号，第 150条の 2 第 1 号，第 2 号及び第 4 号並びに第 160条の 2 第 1 号，第 2 号及び第 4 号中「第55条の 8」を「第55条の12」に，「第72条の 4」を「第72条の 6」に改める。

附 則

この条例は，平成30年 4 月 1 日から施行する。

報告第 22 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成30年6月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例及び盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年3月30日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例及び盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

（盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例の一部改正）

第1条 盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第25項」を「第5条第27項」に改める。

（盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部改正）

第2条 盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第26項」を「第5条第28項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

報告第 23 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成30年 6 月 8 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書



損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年 4 月 11 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金11,363円也
- 3 損害賠償の原因

平成30年 2 月 20 日，盛岡市玉山馬場字前田33番48地先において，市道滝の沢線の除雪作業のため除雪車両を走行させていたところ，相手方管理のNTT屋外線（支線）を切断したことによる。

報告第 24 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成30年 6 月 8 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年 4 月 11 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金13,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成30年 2 月 23 日、盛岡市玉山永井字田端地内において、市道好摩永井線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 25 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成30年 6 月 8 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年 4 月 13 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金12,031円也
- 3 損害賠償の原因

平成29年 6 月 5 日、盛岡市上鹿妻二ツ沢地内において、市道上鹿妻 6 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 26 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成30年 6 月 8 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書



損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年 4 月 13 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 5,500円也
- 3 損害賠償の原因

平成30年 2 月 26 日、盛岡市長橋町地内において、市道長橋町7号線を自動車で行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 27 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成30年 6 月 8 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年 4 月 23 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金 106,600円也
- 3 損害賠償の原因

平成29年 9 月 26 日、盛岡市本宮二丁目38番 6 号地内において、粗大ごみ収集のため市有車が相手方の敷地に入りましたところ庭木に接触し、庭木を損傷したことによる。

報告第 28 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成30年 6 月 8 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

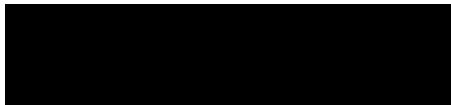
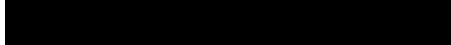
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年 4 月 23 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 2,700円也
- 3 損害賠償の原因

平成30年 2 月 23 日、盛岡市南青山町地内において、市道稲荷町谷地頭線を自動車で行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 29 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成30年 6 月 8 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年 4 月 23 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金 4,300円也
- 3 損害賠償の原因

平成30年 2 月 25 日、盛岡市本宮三丁目地内において、市道荒屋宮沢線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 30 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成30年 6 月 8 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年 4 月 23 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金 6,300円也
- 3 損害賠償の原因

平成30年 2 月 25 日、盛岡市長橋町地内において、市道長橋町 7 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 31 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成30年 6 月 8 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書



損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年 4 月 23 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 7,100円也
- 3 損害賠償の原因

平成30年 3 月 2 日、盛岡市南仙北二丁目地内において、市道新幹線側道 2 号線を自動車で行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 32 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成30年 6 月 8 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年 4 月 25 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金35,700円也
- 3 損害賠償の原因

平成30年 2 月 21 日、盛岡市青山一丁目地内において、市道青山二丁目線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 33 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成30年 6 月 8 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

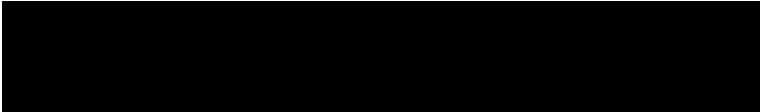
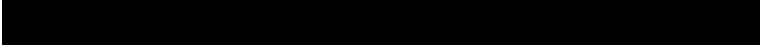
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年 5 月 1 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 9,170 円也
- 3 損害賠償の原因

平成30年 1 月 25 日、盛岡市川又字柳平地内において、市有車が路面凍結のためスリップを起こして路肩に停止した際に、後続の相手方の自動車が、同様にスリップして当該市有車に追突し、車両を損傷したことによる。

報告第 34 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成30年 6 月 8 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年 5 月 16 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金15,500円也
- 3 損害賠償の原因

平成30年 3 月 5 日、盛岡市上太田中関地内において、市道上鹿妻猪去 3 号線を自動車で行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 35 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成30年 6 月 8 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市ラブホテル建築規制条例等の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年 5 月 21 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市ラブホテル建築規制条例等の一部を改正する条例

（盛岡市ラブホテル建築規制条例の一部改正）

第 1 条 盛岡市ラブホテル建築規制条例（昭和59年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「から第 4 項まで」を削り、「ホテル営業、旅館営業若しくは」を「旅館・ホテル営業若しくは同条第 3 項に規定する」に改める。

（盛岡市水道水源保護条例の一部改正）

第 2 条 盛岡市水道水源保護条例（平成14年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 6 号中「ホテル営業、同条第 3 項に規定する旅館営業及び同条第 4 項」を「旅館・ホテル営業及び同条第 3 項」に改める。

（盛岡市旅館業法施行条例の一部改正）

第 3 条 盛岡市旅館業法施行条例（平成19年条例第78号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 5 号中「営業」を「旅館業」に改め、同条第 6 号ア(7) 中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

第 6 条中「旅館営業」を「和式の構造及び設備を主とする施設を設けて行う旅館・ホテル営業」に改める。

第 7 条の見出し中「旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条中「第 1 条第 2 項第 10 号」を「第 1 条第 1 項第 8 号」に、「基準」を「基準（和式の構造及び設備を主とする施設を設けて行う旅館・ホテル営業の施設に係るものに限る。）」に改める。

第 8 条中「第 1 条第 3 項第 7 号」を「第 1 条第 2 項第 7 号」に改める。

第 9 条中「第 1 条第 4 項第 5 号」を「第 1 条第 3 項第 5 号」に改める。

第10条中「旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附則第2項中「営業」を「旅館業」に改める。

附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。